無料レポート

情報起業家が陥りやすい著作権法の保護リスクを回避するには？

【重要】
このレポートの再配布を許可します。
ただし、このままの状態で再配布することが条件です。
改変を加えたものの再配布は厳禁です。

情報販売の危険な落とし穴

情報商材の著作権の問題

　先日あるセミナーに参加したときのことです。ドリームチームに参加しているという方から、「どうやって著作権を守るか？ということにドリームチームでも頭を悩ませている。」という話を聞きました。

　確かに情報商材はほとんど pdf ですので、簡単に再配布できますし、仲良くなれば情報商材のファイルを送ってくれる人などもいるというううわさがあります。

　例えば、私も以下のような話を聞いたことがあります。
　「実は私も一度だけ、知人からある商材ファイルを送ってもらったことがあります。2 万円位の商材だったと記憶しています。その方も別の方から無料でもらったそうです。」

　このように、一度無料でもらったものは歯止めがきかなくなり、どんどん再配布されるおそれがあります。専門的に言うと購入者から第三者であるＡさんに再配布することは、購入者の契約違反に当たります。

　しかし、Ａさんは、販売者とは何の契約も交わしていません。すると、Ａさんは販売者との契約には縛られないのです。契約は当事者間のみを拘束します。第三者であるＡさんは販売者と購入者の間の契約とは全くフリーな関係にあります。すなわり、Ａさんはもらった商材をどうしようと販売者から何か言われる筋合いはありません。（購入者との約束がない限り。もし、秘密にしてくれ、と言われてもらったのなら、一応秘密にする義務があります。これも契約です。）

　ですから、上記のような場合、もらうときに秘密保持の約束がなければ、極端なことを言えば、その商材を販売して儲けることさえできてしまうのです。もちろん、そのままで販売すると著作権法違反になり、差止め請求、損害賠償

請求される可能性がありますが、著作権法に触れない程度に改変すれば大丈夫です。（どの程度改変すれば著作権に触れないかについては別に無料レポートを作成する予定ですのでご期待下さい。）

　また、購入者から秘密にしてくれ、と言われていたのに、販売して、その購入者が販売者に購入額Ｘ10Ｘ（Ａの販売数量）を支払ったとすれば、それについて、Ａには損倍賠償義務が生じます。これは購入者とＡとの間の秘密にする契約違反の債務不履行による損害賠償ということです。

　しかし、これが１人目ならまだしも、３人目、5 人目と転々としていくと、どんどん約束が薄まっていき、最後は、何の約束もなく再配布が行われるようになる可能性が限りなく高くなります。

　こうなるともう無法地帯です。適当に（著作権に触れない程度に）改変して同じような内容の商材を販売することができてしまうのです。

　このようなことが起こる可能性はこれからどんどん高くなっていくでしょう。

　ちょっと例は違うのですが、ある情報商材をレビューしてもらうために、著名な情報起業家に送ったところ、またたく間に数千人に広まってしまったといううわさもあります。ちなみにその商材は「○千人が見た！脅威の△△法」というような名前で販売されています。実際に売れているのはそれよりもはるかに少ないそうです。このコピーにつられてつい、買ってしまった方も相当いると思います。笑いごとじゃないですよね。

　私は一応法律家のはしくれですからこうした契約違反のファイルをもらうのは気がひけるのですが、法律的に言うと、情報商材の販売者と購入者との間には秘密を守る契約があるのでしょうが、それを購入者が破り、第三者に配布した場合、債務不履行として損害賠償請求されるのは、購入者だけなのです。

第三者である私は別に刑法犯では無いので、購入者が任意に配布した pdf ファイルをもらった場合、それをどう使おうが（使用、収益、処分）全く自由なのです。（もちろん、そのまま販売すると著作権法違反で訴えられるおそれはあります。）

当然、情報販売者とは何の契約関係にもないことから，自分で使う分には何の責任も追及されません。もし、それがその情報販売者から購入したものが無料で配布されたことがわかっても何も責任は負いません。（購入者との間に秘密にする約束があれば別です。この場合は購入者から損害額の求償を求められる可能性があります。）

販売者は購入者に対して、例えば、商材の値段Ｘ10Ｘ再配布数の損害賠償を請求できます。しかし、再配布を受けた人は全く何の義務も負っていません。

そして、再配布を受けた人がわざわざ通報することは普通ありえません。そんなことをするより、そのノウハウを使って儲ける方が面倒が少ないからです。わざわざ数万円のために人間関係を壊すよりも、情報を共有する関係を保った方が長期的に利益になるからです。

こういうことが現実に起こっているのです。これは氷山の一角でしょう。私だけでもこうした事例を耳にするするくらいですから、他にも多数同じようなことが起こっていることは間違いないと思います。

今後、セミナー等に参加して友人ができ、あるいは mixi 等のコミュニティで知り合いになるなどして親しくなった友人間で情報商材のファイルが密かに飛び交う可能性は決して否定できません。そうなったら、情報商材の販売量は確実に減ってしまうでしょう。
（そこの友達のいないあなた、すぐ情報起業の友達を作りましょう。セミナーや mixi、懇親会等に参加すればすぐに友達が作れますよ！）

　実際、こうして知り合った友人との飲み会などで、
「あの商材知ってるか？」
「ああ、○○のことだろう。」
「そうそう、あれどう思う？」
「あれなあ、実は俺の知り合いが持っているんだけど、ここだけの話、ＸＸをＹＹするんだよ。」
「なるほど、そんなやり方があったのか。でも、それだけ聞いたら全部わかったからもう買わなくてもいいな。」
「もし読んでみたいなら pdf 送ってやってもいいぜ。」
「ほ、本当か？是非送ってくれ。」

ってことになるおそれが十分にあるのです。
（これは一応脚色してありますが、実話かもしれませんよ）

　このような情報交換ができるようになりつつあるのです。これがセミナーに参加する最大のメリットとも言えます。

　ちょっと手がすべりました。セミナーに参加する意義は直接講師に質問して、本には書けない情報を引き出すことです。決して情報商材をただで見せてくれる友人を作ることではありません。

　逆に情報商材を販売している方にとってはおそるべき事態といえます。自分の商売を拡張するために始めたセミナーや塾によって、自分の情報商材が売れにくくなるという事態を引き起こし、自分で自分の首を絞めている状態が生まれつつあるのです。

　情報商材を販売する人の不利益はすなわち、情報商材を購入する人の利益をいえます。この利益を得るためには、セミナーの懇親会に出るのが一番手っ取り早いです。あるいは、○○塾や○○セミナー生同士で地域で飲み会等をすれば友達ができます。

例えば、毎月安い値段でセミナーに参加でき、懇親会もあるのは以下の塾です。
http://tinyurl.com/8fapc

こういうところで親しくなってくれば、上記のようにモロに内容を教えてくれるかどうかはわかりませんが、情報商材の感想程度は入ってくるようになるはずです。

また、こうしたセミナーで知り合いになった人が情報商材を販売していた場合には、自分の商材と交換でただで見せてくれるケースもあります。ですからしょぼい商材でも持っていたらこういうときに役に立つかも知れません。

最近では情報起業家の方々も急速にネットからリアルの方向に流れています。情報起業家もネットで情報商材を販売するだけでなく、どんどんリアルなセミナーや塾に進出しているのはほとんどの人が知っているでしょう。

これはネットだけでは商売として安定しないからだと思われます。

しかし、そのリアル戦略が裏目に出るかも知れません。

こうしたセミナーの増加は確実に情報起業家の卵達の横のつながりを増加させます。何度もセミナーで顔を合わせることで、親しい友人関係が生まれます。そして飲み会の席だと、つい、口が軽くなって、情報商材の話をしてしまうこともありえないことではありません。このようにして、最近の情報起業家のリアル化により、情報商材の内容が漏れるおそれが非常に高まっているのです。

こうして情報商材の中身がどんどん流出するようになると、情報商材を売っ

ている人は商売あがったりになってしまいます。情報商材そのものの売り上げも鈍ってきているのに、さらにこうした情報漏洩によって打撃を受けることは避けなければなりません。

　しかし、人の口に戸は立てられません。そうした口コミで情報が漏れるのを防ぐには、しっかりとした法的措置が必要です。

　では、今の情報商材に書かれている著作権保護の契約で情報商材の内容が漏れるのを防止できるのでしょうか？

　私は弁理士をしていまして、著作権法も業務範囲です。また、契約書も毎日多数処理しています。つまり、著作権、契約の専門家であるということです。専門家の私の目から見ると、かなりの数の情報商材が著作権による保護のみしか考えておらず、非常に危うい契約内容であると思います。

　もちろん、情報・ノウハウが漏れるのは当たり前だから仕方ない、という考えもあるでしょう。しかし、ほんの少し表現を変えるだけで著作権以外のやり方で情報商材の内容を保護することができるのです。

著作権で保護できる範囲

　少し前に起こった事件ですが、発明学会という団体が日本弁理士会から訴えられました。その原因の一つは、著作権登録をすれば、発明やアイデアの 80%は保護できる、という虚偽の記載をしたことにあります。

　少し著作権法を勉強したことのある人ならわかるのですが、著作権法は、個人の思想・感情の創作的表現を保護するものです。決してアイデアそのものを保護するものではありません。つまり、上記の発明学会の説明は法的には全く根拠のないものでした。私も弁理士になるかなり前は著作権でアイデアも守れるものと思っていました。世間の大多数の人同様間違った認識をしていたので

す。

　重要なので、もう一度言います。

著作権法で保護されるのは、「表現」です。

内容（アイデア）については保護されません

　したがって、アイデアだけを盗用して、表現を全く異なる形式にすれば著作権法違反にはならないのです。

　この点、情報販売をされている方々の中にも誤解されている方が相当数見受けられます。というよりも、ほとんどの方が、「この情報商材は著作権法により保護されています。」という書き方をしています。

　この「表現」を保護する著作権法では「アイデア」は保護されないのです。

　ですから、情報商材を保護するには、もっと別の形の保護が必要になります。

　それは・・・

　この情報だけでも本当は数万円の価値があります。
　しかし、このレポートの読者には特別に無料で教えちゃいます。

秘密保持契約をすることなのです。

な～んだ、と思った方はおそらく少ないと思います。

逆に、どうやって、著作権と秘密保持契約を１つの契約書に書くんだ？と疑問に思う人もいるでしょう。

また、開封パッケージというものがない以上、ダウンロードした段階で契約に同意してもいないのにどうして契約が成立するんだ？と思う方もいると思います。

そこで、ダウンロードページに契約を表示させ、同意ボタンを押した場合にのみダウンロードできるようにするか、商品説明のページに、本教材は秘密保持契約を結んでいただくことを購入の条件をさせていただいております、といった表示をしておき、情報商材の最初に秘密保持契約の内容を書くと同時に、全ページにこの商材は冒頭に記載の秘密保持契約により秘密を保持する必要があります。とフッターに書いておくのです。

こうすることで商材の内容を勝手に他人に漏らした場合には債務不履行となり、損害賠償を請求することができるようになります。
さらに、「秘密保持契約に違反した場合は、ＸＸ万円（商材の 10 倍の額）Ｘ秘密漏洩の回数分の罰金をいただきます。購入者以外の方でこの商材を入手された方は販売者にご連絡下さい。お礼に○万円差し上げます。」
と書いておけばＯＫです。

この秘密保持契約書の雛形を作成しました。

専門家が作成した、情報商材を秘密保持契約で守るための契約書雛形に興味

はありませんか？

　ご興味のある方は以下の商材を下のリンクからクレジットで購入された場合に、プロが作成した秘密保持契約書雛形を特典として差し上げます。

下手すると明日から売り上げが上がっちゃう！逆転発想の光速スピードアフィリエイト術
http://tinyurl.com/8zslq

メルマガ流星群！無料でメルマガ読者を増やす驚きの読者増幅法
http://tinyurl.com/d7ypn

ホームページなし（作れない)、商品もなし、それでもネットで稼ぐ！
http://tinyurl.com/8c2d3

「絶対節税の裏技７７」　　－あなたの会社の顧問税理士が最大の節税を提案しているかのチェックができます－
http://tinyurl.com/87xg6

月収１５万円のフリーターが、たった５ヶ月で１６００万も稼ぎ出した！失敗しようがない情報起業成功法！
http://tinyurl.com/c7hdp

　上記以外の商材でも以下のブログの商材をクレジットで購入された場合は特典として契約書雛形をお付けしますので、名前、商材名、購入日時をメールでご連絡下さい。件名は【特典希望】としてください。
http://ameblo.jp/success-strategy/

　また、情報商材は購入したくないが契約書のみにご興味のある方は以下までご連絡下さい。
xxktd363@yahoo.co.jp

　契約書雛形を 3000 円で販売します。1 ヶ月メールサポート付は 5000 円となります。
　ご購入者には特典として、
「ここまで変えれば、大丈夫！情報商材のアイデアのパクリ方」
または
「情報販売のアイデアを守るビジネスモデル特許の取り方のポイント」
という小冊子を差し上げます。この小冊子は、どの程度まで改変すれば著作権法違反にならないか、または、情報販売のアイデアをビジネスモデル特許で守るための特許の取り方のポイントについてまとめたものです。いずれ、特典ではなく、5000 円程度で販売する予定のものです。

　上記の契約書雛形はある一定数に達したら順次値上げする予定ですのでご了承下さい。本来なら５万円位の価値はあると考えていますので、将来５万円まで値上げする可能性があります。

　なお、この秘密保持契約書雛形自体が秘密保持条項により守られますので、他人の商材を購入し、それを使って情報商材に使用した場合は契約違反として、その商材販売額の 10 倍を申し受けます。

　つまり、この秘密保持契約書は適法に秘密保持義務を負うことなく入手しない限り使用できないということです。

　また、ビジネスモデル特許、ソフトウエアその他に関する特許出願に関する相談にも応じますのでお気軽に以下までご相談下さい。
xxktd363@yahoo.co.jp

免責条項

　本書の内容は、法律専門家としての観点から、十分注意をして作成しておりますが、読者の利益を保証するものではありません。また、本書の内容を実施したために生じた損害、不利益等につきましては、筆者は一切の法的、道義的責任は負いませんので、ご自身の責任において、活用するかどうかご判断下さい。無料レポートという性質上、利益保証、損害賠償責任は一切ございませんのでご了承下さい。

　なお、有料の契約書雛形につきましては、責任を持って対処させていただく所存ですので、ご安心下さい。